平成２９年（フ）第４８５号
埼玉県吉川市大字保528番地１　コナミハイム201号
債務者　樋口　夢子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
愛知県豊川市西香ノ木町２丁目23番地の１ラスパシオＢ101号、従前の住所愛知県豊橋市西高師町字船渡79番地３
債務者　沖永　誠治
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６６号
愛知県蒲郡市八百富町６番６号、従前の住所愛知県蒲郡市神明町14番14号
債務者　伊藤　富子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５４号
静岡市清水区柏尾224番地の２
債務者　森尾　研二
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６号
山口県下関市清末鞍馬４丁目４番33号、前住所山口県下関市小月杉迫３丁目12番17号
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０６号
群馬県太田市亀岡町548番地１　レジデンス宮内Ａ－303号
債務者　篠田　悠介
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３２１０号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目10番29号　208号
債務者　Ｔ・Ｍ・プロジェクトこと　前川　武史
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３６号
大阪府寝屋川市高柳３丁目17番７号
債務者　隅田美由起（旧姓桑江）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８５号
大阪市東淀川区東淡路１丁目６番９－903号
債務者　古川　智彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２２号
大阪府茨木市中村町10番24号
債務者　岸　　英樹
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５９号
大阪府茨木市新郡山２丁目８番202号、前住所大阪府茨木市新郡山２丁目17番302号
債務者　林　　利彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６７号
大阪市大正区千島２丁目４番４－1030号
債務者　新谷　梨恵
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００５号
大阪市平野区加美鞍作２丁目１番24－702号
債務者　吉田　勝彦
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０２９号
大阪市東淀川区菅原６丁目１番８号　ジュネス石川　302号
債務者　信貴野千里
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３８号
大阪市港区夕凪１丁目９番17－４Ｅ号
債務者　安岡　　隆
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７号
香川県高松市郷東町587－255　平成マンション105号、住民票上の住所香川県高松市中山町256番地２
債務者　本多　竜也
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係